

後期高齢者医療制度の平成26・27年度の保険料率について

被保険者均等割額 **51,793円**
所得割率 **10.35%**

後期高齢者医療制度では、利用者負担を除いた後期高齢者の医療費の支払いなどに必要な費用は、約5割を国・県・市町村の公費が、約4割を現役世代の方が加入する医療保険からの支援金が負担しており、被保険者の皆さんに負担していただく保険料は、全体の約1割となっています。

また、保険料率は医療費の状況などを踏まえ2年ごとに改定されており、平成26・27年度の保険料率は、上記のようになりました。

【不均一保険料率での賦課の終了】

保険料率は原則、県内均一ですが、平成15年度から平成17年度の1人あたりの老人医療費が一定割合以上低かった町村については、平成20年度から平成25年度までの経過措置として、均一保険料率より低い保険料率で保険料の賦課を行ってきました。

(黒潮町 平成24・25年度 被保険者均等割額 50,010円 所得割率 10.00%)

この経過措置は平成25年度で終了したため、平成26・27年度の保険料率は県内すべての市町村で統一され、上記の保険料率となります。

保険料の計算方法

保険料は一律に負担する「被保険者均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

1人あたりの 年間保険料	=	1人あたり定額の保険料 【被保険者均等割額】 <u>51,793円</u>	+	所得に応じた保険料 【所得割額】 ※賦課基準額×10.35%
-----------------	---	---	---	--------------------------------------

※賦課基準額とは、総所得金額など(平成25年中の収入額から必要経費を除いた所得の合計額)から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額です。

平成26年度の保険料額は、前年中の所得が確定した後に算出し7月上旬に通知する予定です。

【その他 26年度からの改正点】

① 一人あたりの年間保険料の上限額が55万円から57万円に変わりました。

② 保険料の軽減について(対象者の一部拡大)

後期高齢者医療の保険料は、被保険者均等割額・所得割額・被用者保険の被扶養者であった方など、それぞれの所得や状況に応じた軽減があります。

このうち、被保険者均等割額の軽減は、一定所得以下の方の保険料負担を軽減するため、被保険者均等割額の2割軽減や5割軽減の対象者が広がります。

③ 保険料の端数処理方法の変更

一人ひとりの保険料額は、上記の保険料の計算方法により算出した額の1円未満を切り捨てとしていましたが、被保険者の保険料納付の利便性の向上を図るため、平成26年度分の保険料からは100円未満を切り捨てとします。

○お問い合わせ 【本 庁】住民課 国保係 ☎43-2800(課直通)
 【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3111(課直通)